

第10期山梨県分別収集促進計画(概要版)

1 計画策定の意義

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第9条の規定に基づき、県内の市町村が策定した「市町村分別収集計画」をもとに、市町村における容器包装廃棄物の排出見込み量及び対象品目ごとの分別収集見込み量を集計するとともに、今後における容器包装廃棄物の発生抑制や分別収集の促進に向けた推進方策を定めたものです。

2 計画の基本的方向

- ① 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の促進
- ② 県民に対する普及啓発の充実
- ③ 地域の実情や特性、多様化するライフスタイルに対応した、市町村における効率的な分別収集体制の促進
- ④ 再商品化製品の積極的な使用の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画では、容器包装リサイクル法(以下「法」という。)に基づき市町村が分別収集を行う容器包装廃棄物10品目を対象とし、その区分は次のとおりとします。

- ① 無色ガラス製容器、② 茶色ガラス製容器、③ その他ガラス製容器、④ その他紙製容器包装、⑤ ペットボトル、⑥ その他プラスチック製容器包装(ペットボトル以外)、⑦ 飲料用紙製容器(紙パック)、⑧ スチール製容器、⑨ アルミ製容器、⑩ 段ボール

5 市町村分別収集計画の策定状況

県内27市町村の全てが市町村分別収集計画を策定しました。

各年度における計画品目数別の市町村数

計画品目数/年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
10品目	17	17	17	17	17
9品目	8	8	8	8	8
8品目	2	2	2	2	2

第10期市町村分別収集計画策定状況

市町村	無色 ガラス 製容器	茶色 ガラス 製容器	その他 ガラス 製容器	その他 紙製容 器包装	ペット ボトル	その他プラスチック製容器包装			スチール 製容器	アルミ 製容器	段ボール	紙パック	R5～9 年度 計画 品目数
						いずれか 実施	白色トレイ 以外	白色トレイ					
甲府市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
富士吉田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
都留市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	10
山梨市	○	○	○	△	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	9
大月市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	10
韭崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
南アルプス市	○	○	○	○	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	10
北杜市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
甲斐市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
笛吹市	○	○	○	△	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	9
上野原市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	10
甲州市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
中央市	○	○	○	△	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	9
市川三郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
早川町	○	○	○	○	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	10
身延町	○	○	○	△	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	9
南部町	○	○	○	○	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	10
富士川町	○	○	○	○	○	○	○ 混合収集		○	○	○	○	10
昭和町	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	9
道志村	○	○	○	△	○	○		○	○	○	○	○	9
西桂町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	10
忍野村	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	10
山中湖村	○	○	○	△	○				○	○	○	○	8
鳴沢村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
富士河口湖町	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	9
小菅村	○	○	○		○	○		○	○	○	○		8
丹波山村	○	○	○	○	○	○	○ 混合収集		○	○	○	△	9
品目別計画数	27	27	27	18	27	26	19	17	27	27	27	25	
	100%	100%	100%	67%	100%	96%	70%	63%	100%	100%	100%	93%	
○	(計画策定)												
	(計画策定なし)												
△	(容器包装廃棄物としての計画策定は行わないが、その他紙製容器包装を含んだミックス紙として回収を実施している。)												

6 容器包装廃棄物の排出量の見込み

(単位: トン)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物 排出見込み量	26,084.6	26,065.1	26,036.4	25,925.7	25,821.8

7 分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量の見込み及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(単位: トン)

区分	対象品目/年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
特定分別基 準適合物	無色ガラス製容器	1,396.4	1,405.3	1,415.0	1,406.1	1,401.1
	茶色ガラス製容器	1,223.8	1,235.9	1,248.0	1,239.1	1,232.4
	その他ガラス製容器	926.8	943.9	958.9	957.5	954.2
	その他紙製容器包装	698.7	673.8	650.4	629.6	609.5
	ペットボトル	1,317.4	1,322.4	1,329.1	1,324.9	1,326.5
	その他プラスチック製容器包装	2,307.0	2,373.1	2,437.1	2,470.8	2,504.3
	(うち白色トレイ)	26.3	28.6	30.4	30.3	30.2
法第2条第6 項指定物	紙パック	126.9	128.3	130.8	131.2	129.6
	スチール製容器	1,091.0	1,086.8	1,083.9	1,080.6	1,078.2
	アルミ製容器	786.9	787.3	787.6	788.3	785.0
	ダンボール	5,631.1	5,599.5	5,577.0	5,554.5	5,521.6
合 計		15,505.9	15,556.2	15,617.7	15,582.6	15,542.4

8 容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進に関する事項

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及

- ① プラスチックごみの発生抑制に向け、環境教育に関する教材の貸出や県政出張講座を通じて、県民の意識の啓発と知識の普及を図ります。
- ② 県民が実践しやすい容器包装廃棄物の発生抑制の取組として、使い捨て容器などを使用しないマイバッグ・マイはし・マイボトル運動、容器を繰り返し使用するリユースびん運動など、「やまなしクールチョイス県民運動」を推進します。
- ③ 「環境学習指導者派遣事業」により、学校や地域の団体等にエコティーチャーを派遣し、ごみ減量化、再資源化等に関する環境教育を行います。
- ④ 県の広報やホームページを活用し、ごみの減量やリサイクルに関する情報を広く県民に提供します。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

- ① 市町村の分別収集の実施状況を把握するとともに、地域の実情や特性、住民のライフスタイル等に応じた分別収集及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく、プラスチック製品の一括回収を促進するため、市町村・一部事務組合に対し、県内外の取組状況や国、産業界の動向等の情報提供を行うとともに、市町村間の情報交換の機会を提供します。
- ② 分別収集を含め、プラスチックごみ等の排出抑制に向けた取り組みが、県民、事業者、行政などが一体となって推進されるよう、関係主体によって構成されるやまなしプラスチックスマート連絡協議会で、情報共有を図るとともに、連携して取り組みます。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

- ① 「やまなしエネルギー環境マネジメントシステム」に基づき、県が率先して廃棄物の減量化、リサイクル率の向上、グリーン購入の実践に取り組みます。